

戦後初期西ドイツにおける職業教育・訓練の研究

——1960年代初期までの職業教育・訓練の状況と問題点——

佐々木 英 一

(1994年10月17日 受理)

Untersuchung über die Berufsausbildung in der BRD von 1945 bis
zum Anfang der 1960er Jahren

Eiich SASAKI

1. は じ め に

戦後初期における西ドイツの職業教育・訓練の発展についての本格的な研究は、1963年のアベル (Abel, H) の *Das Berufsproblem im gewerblichen Ausbildungs- und Schulwesen Deutschlands (BRD)* を待たねばならなかった。その後、60年代末から70年代にかけてデュアルシステムの改革という視点から、主に批判的な観点からこの時期の研究がなされてきた。これがある程度の落ち着きを見た80年代になって、資料的にも整理しつつより長い視点からの戦後初期の評価をする動きが出てきた。それが、ベツォルト (Pätzold) 編の *Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/3. Die betriebliche Berufsbildung 1945-1990.* 及び、グリュナー (Grüner) 編の同シリーズ *A/4. Quellen und Dokumente zur schulischen Berufsbildung 1945-1982.* である。また、最近では、シュトラートマン (Stratmann) の一連の精力的な研究成果が注目される。¹⁾

ドイツの職業教育・訓練は、60年代後半から激動期に入り、それは一応69年の職業訓練法という形で結実した後新たな段階に入るのであるが、この時期以降の研究はドイツ本国はもちろん、わが国でも比較的多くの研究がある。²⁾ しかし、60年代初期までの研究はわが国では乏しく、そのことが60年代以降のドイツ職業教育・訓練の理解にともすれば深みを欠く嫌いを生ぜしめていると思われる。そこで、本稿では戦後直後から60年代初期までを、戦後初期としてくくり、この時期における職業教育・訓練を、施策・政策、関係団体の動向、思潮・研究の各レベルで明らかにしていく。

2. 戦後直後の状況

ナチス時代における職業教育・訓練の制度的整備³⁾にもかかわらず、すでに、戦争中から戦争遂行のための企業の業種転換や閉鎖、兵役や労働奉仕による中断などによって徒弟制度は危機に直面していた。⁴⁾ また、これにともなう徒弟の「安逸、不服従、上司への反抗、遅刻、乱暴」⁵⁾ などの無規律が問題とされていた。そして、1945年、国土と産業の壊滅的な荒廃と打撃によって、戦後の職業教育・訓練は一から始められなければならなかった。

ドイツは、英米仏ソの4カ国占領軍によって管理されたが、いち早く46年英占領当局の経済中央局は職業訓練における無秩序を回避するため「手工業・工業分野の後継者の職業訓練における必要な統一性」を確保する命令を発した。⁶⁾ 英占領当局は、会議所と労働組合の意見を聞いて、訓練職種⁷⁾の認可、変更、抹消、職業プロフィール、職業訓練の組織及び計画の許可に関する規制を行った。この規制は、48年に英米仏の占領地区全体に及ぼされ、連邦共和国成立後一般に適用されるようになった。⁶⁾

戦後直後の職業教育・訓練は、失業（あるいはしばしば故郷をなくした）青少年避難民、戦争孤児などの世話と一体の課題であった。彼等を收容する共同作業所、共同教習作業場、共同徒弟寄宿舎の設立などが焦眉の課題であった。⁷⁾

「45年まであった職業訓練システムの組織と構造は主要には引き継がれ、1933年以前の時代に立ち戻った」⁸⁾ といわれるように、職業教育・訓練の基本モデルは敗戦後も維持された。ナチス時代は、職業教育・訓練全体を工業類型へと転換する基本方向が取られていたが、⁹⁾ 戦後直後は以下の2点で再び手工業類型のそれへと戻った。まず第1に、大規模な工業企業が戦災により壊滅的な打撃を受け、生産の主力となり得なかったことである。これに対し、中小の手工業経営は、あらゆる種類の修理の仕事で忙しく、ここでまずは徒弟訓練の可能性が認められた。¹⁰⁾ 第2に、ナチス時代の「反手工業的な職業教育の傾向」¹¹⁾ への反感からくる手工業の復権という雰囲気が挙げられる。この2つの事情から戦後直後の職業教育・訓練においては、手工業が先行した。¹²⁾ このことは、後に述べるように戦後初期の職業教育・訓練に思想及び制度の両面で大きな影響を及ぼすことになった。

3. ドイツ連邦共和国成立から50年代までの職業教育・訓練

1) 政府による職業教育・訓練政策

1949年のドイツ連邦共和国の成立後、50年には職業教育・訓練に関して2つの動きがあった。一つは、職業訓練法の制定をめぐる動きである。もう一つは常設文部大臣会議が専門家委員会に「ドイツの青少年の職業訓練についての検討」(Gutachten über die Berufsausbildung in Deutschen Jugend)を諮問したことである。まず初めに、職業訓練法を巡る動きから見て行こう。

a) 職業訓練法の制定の動き

職業訓練の法制化は、20年代の職業訓練法案の挫折以後、ナチス時代にもいくつかの法律化の試みがなされたが、¹³⁾ いずれも実効性を持たないままに終わっていた。連邦共和国成立直後連邦労働省は、直ちに立法化の準備に取り組み、50年には「質量ともに十分な後継者の確保のための経済諸組織の労働行政機関との共同のための方針」を出した。¹⁴⁾

一方、48年にはすでに労働組合側は第1回国際労働組合青年会議で「ドイツ全体に共通の職業訓練法」を要求していた。¹⁵⁾ この職業訓練法は、学歴や社会的背景と無関係に、全ての青少年に職業訓練を保障すること、「実践的訓練と理論的訓練の二元性を廃止」すること、¹⁶⁾ 国が「全ての青少年に適切な職業訓練の可能性を作り出す義務を負うこと」、¹⁶⁾ 「職業訓練の担い手は、国ないし自治体の機関のみがなりうること」¹⁶⁾ などがここでは要求されていた。

これに対し、職業訓練に大きな権限を持つ連邦経済省は、職業訓練における「経済の自治」を支持し職業訓練法の制定には一貫して消極的であった。¹⁷⁾ その結果、51年に西ベルリンに限って職業訓練法が発効することになった。それによれば、失業中の青少年は2年間、完全な全日制の基礎訓練を受けるとされていた。¹⁸⁾

しかし、その後労働組合側の度重なる要求にもかかわらず、60年代に入るまで連邦全体に対する職業訓練法の立法化の動きは具体化することなく経過した。¹⁹⁾

b) 答申「ドイツの青少年の職業訓練についての検討」

次に、常設文部大臣会議の諮問機関である専門家委員会が出した答申を見て行こう。この委員会は、リーデル (Riedel, J.) を議長とし、経済界 (会議所及び企業) 代表を中心とし、その他労働組合と職業学校・専門学校の代表者を加えて構成されていた。²⁰⁾ この委員会の答申は52年に出された。アーベルによれば、この答申はその後の職業教育学の議論では余り注目されなかったが、「50年代の始めにあった、職業訓練における『ドイツの道』の再検討と、先を見越した訓練政策の新たな基礎を作ろうという意志の重要な現れ」²¹⁾ であった。この答申は、その後戦後西ドイツ職業教育・訓練の議論の中心論点であった「学校形式による職業教育・訓練か企業による職業教育・訓練か」という根本問題についてすでに触れている。その点でも、この答申は重要である。以下やや詳しくこの答申の内容を見て行こう。

まず、答申は「現代の職業教育はかつてと本質的に異なった課題を持つ」²²⁾ として、戦後の新たな状況を踏まえた職業教育・訓練の必要性を宣言する。そして、戦争による人口構成の変化、即ち20~40才人口が45才以上の人口よりも少なく、かつやがてナチス時代に生まれた多数の人口が職業生活に入り、訓練及び労働の場が不足するという予測を示し、その場凌ぎの政策ではなく、「ずっと先を見越した職業教育政策が不可欠」²³⁾ であり、こうした視点から今日の職業教育・訓練を検討することが必要だと提言する。

答申は、職業教育の課題を「それが人格の形成にとって極めて重要な子どもと大人との間の時代

に、ほとんどの青少年を含み、そしてこの時代に人生の成功 (Lebensbewährung) の核としての職業の成功 (Berufsbewährung) の基礎が据えられるということにあり、²⁴⁾ この課題は生活そのものあるいは訓練企業だけでは十分に保証されず、職業学校で「計画的に補われなくてはならない」²⁴⁾ とする。しかし、委員会は企業による訓練をあくまで職業教育・訓練の中心とする点では伝統的な立場を保っている。即ち、「本委員会は企業訓練の長所と短所を入念に吟味した。そして、基本的に、企業レーレの維持を推奨することを一致して決定した」²⁵⁾ と述べる。この点が本答申においてもっとも重要な点である。

アーベルは戦後の再出発に際して、2つの対立する傾向が確認されるとしている。1つは「従来の道の正しさを確信して、伝統的な基盤に基づく職業教育・訓練の再興の意志」であり、もう一つは「世紀交から作られたシステムの基礎への疑問」である。²⁶⁾ 本答申はアーベルによれば、この「改革の傾向と復古的傾向を調停しようとした」「妥協的な性格」を持つものとされている。²⁷⁾

答申は次のように述べる。「企業訓練に代わって、訓練の他の形式が教育学的により望ましいかどうかという問題は、理論的には完全に確実な答えは出せない。企業訓練の長所と短所はそれぞれ均衡を保っているということをも認めたとしても、これまで証明されてきた訓練方法の変更は決定的な変化を意味するであろう。こうした教育の体制への介入は、現在の体制が、根本的な新体制によってのみ除かれるような重大な欠陥を示すか、あるいは古い体制に明らかに優る新体制に出会い得る場合にのみ責任が取り得る。しかし、企業訓練は、それ程不完全でもないし、またかなりの確度をもって、それが廃止される以上の何か良いもので置き替えられもしないものである。本委員会は、企業での訓練に責任を持つ人々と、企業での職業訓練はなお本質的に改善され得、またされねばならないという点で一致している。」²⁸⁾ したがって、「企業訓練に代わる訓練の他の形式」、即ち「公的な組織、例えば職業学校」²⁹⁾ による職業教育・訓練は、若干の例外を除き、2つの理由から否定される。まず第1に「企業そのものでの実践訓練が、あらゆる企業と切り離された (betriebsfremd) 訓練の形式に教育学的に優っている」³⁰⁾ という本質的理由から否定される。第2に財政上の理由からである。実践訓練を企業と別の場で行うことは「国と自治体にかなりの新たなコストを生じさせる。」³¹⁾ 現下の状況で「納税者に新たに大きな負担を加えることは全く論外に思える」³¹⁾ し、そのための「独自の財源」を経済界に負担させるという考えも「容易ならぬ」考えである。「というのも、それによって自治の重要な領域が奪われ、かなりの範囲で官僚主義が入り込むからである。」³¹⁾ 「公的な組織が、経済と同じ適応能力を持つということは疑わしい」³¹⁾ という。

それゆえ、予想される訓練ポストの不足への対策として提案されている、国及び自治体による教習作業場の評価も極めて否定的である。その理由として委員会は3点挙げている。第1に「こうした公的な教習作業場における訓練は、真の企業訓練ではない。それには、すでに述べた企業訓練の長所が欠けている。」³²⁾ 第2に「独自の教習作業場の設立には、設置と運営にかなりの経費を要する」ことである。そして最後にその必要がなくなった時代がきてもそれはさらに存続しようとし、「そうすればそれは公的な補助を望ましくない形で求めるか、あるいは公的に補助されているにも

かかわらず、自由経済市場における競争に参入し問題を引き起こす³²⁾ という結果を招くことを挙げる。以上から委員会は、公費財源は国公立の教習作業場に当てるのではなく、「すでにその実績が証明されている訓練企業での訓練ポストの増加に用いるほうが正しくそして経済的であると思われる³³⁾」と結論付けている。

ここには、すでに戦後直後において、後にデュアルシステムの可否について議論される中心論点が表示されていることが分かる。さらに、答申には「委員会は、近年外国でもドイツの訓練形式が繰り返し賛同され模倣されているということを確認している³⁴⁾」という記述もみられ、デュアルシステムへの自信は敗戦によってもゆるがなかったことが見て取れる。

委員会は、当初「職業教育に見られる状況を批判的に研究することによって」（下線筆者）「職業教育政策の提案をする」ことを目標として出発した。³⁵⁾ この「批判的」な部分は、確かに伝統的な職業概念と実際の職業の状況の変化とのずれ、あるいは学校形式での職業教育・訓練と企業訓練の弾力的運用（「職業訓練の原則をシマティックに適用するのではなく、境界ケースでは…適切な形式を探索することを勧める³⁶⁾」）、訓練指導員の資格付与の必要性³⁶⁾などの点では改革的な視点も含んではいる。しかし、最終的には「復古的な傾向³⁷⁾」が優れた性格のものとなっているといえよう。

2) ウェアーの批判と中央職業教育研究・促進局での議論

1) で見たように、戦後のドイツの職業教育・訓練の再出発は復古的な路線に基づいていたが、一般に、占領国（ここではソ連は除く）の意向はどうなっていたのであろうか。クルージュスによれば、全体として、西側連合国は、ドイツの職業教育・訓練の組織構造、即ち、デュアルシステムについては十分な知識を持っておらず、それゆえまたそれが持つ政治的な意味について理解していなかったという。それゆえ、デュアルシステムは「体制とは無縁なもの」として、「連合国の『非ナチ化戦略』の対象とはされなかった」。³⁸⁾

しかし、当時の占領国側の評価の一端を知る一つの手がかりとして、「ドイツ管理高等弁務局（Amt des Hohen Kommissars für Deutschland）の専門官としてドイツの職業教育を分析していたウェアー（George W. Ware.）の『ドイツにおける職業教育と徒弟訓練』が挙げられる。後に70年代にデュアルシステムの再検討を行った委員会の責任者であったエディングは、これに関して「連邦共和国の最初の数年の間に、職業訓練のデュアルシステムは、とりわけ学校での学習が優位を占める訓練の伝統をもつ国の代表たるアメリカ占領軍の管理局によって厳しく批判された」と述べている。

ウェアーは、まずドイツの職業教育・訓練の精神的風土について次のように述べる。ドイツ人は何かある領域で専門家であることが、人間にとって精神を高揚させる感情であると指摘する。「使用者そして大抵の教育者は、マイスターは、個人の性格と能力を、共同体の経済的、社会的の構造に最も良く合うように形成するのに必要なあらゆる知識と能力を持つということを確認する事実と見

なしている。」⁴⁰⁾ それゆえ「この伝統的な、古くからのシステムを変えようとするあらゆる試みは、広範な強い抵抗に出会うであろうということは明白である」⁴⁰⁾ とウェアーは考える。彼は「若干の分野で世界でおそらく最良の手工業者と専門労働者をもたらした」⁴¹⁾ このシステムの成果は評価しつつも、ドイツのシステムの多くの欠陥を指摘する。学校教育中心のアメリカから見た時、ドイツの「職業教育は、本質的に学校システムの一部というよりは、ずっとドイツ経済の基本的要素である。職業学校は、行政上の責任は文部省の下にあるが、青少年の時間のおよそ5/6をなしている本来のレーレは、例えば労働省、経済省、商工会議所、手工業会議所など、教育と係わりのない部署の下にある。従って、本質的に徒弟は労働者であり生徒ではない。…極めて現実的な意味では、3年のレーレのシステム、特に最後の年の生産労働は安い労働力のシステムであり、全体としてドイツの全労働力の重要な一部(10%以上)をなす。」⁴⁰⁾ と指摘する。さらにその訓練の中で「イニシアティブ、独立心、人格的自由などよりも、名誉、忠誠、信頼、儉約、誠実、従順などの徳性の発達に重点が置かれ」⁴²⁾ ていることも批判している。

ウェアーの批判は、企業中心の職業教育・訓練を学校教育中心のそれへと転換することによって、職業教育・訓練を経済の一部から教育の領域に引き移すべきだというものであった。これによって、青少年を労働搾取から守り同時に権威的な雰囲気のもとでの人格形成から解放しようというものであった。この批判の結果、1951年ボン大学のルヒテンベルク教授の下に「中央職業教育研究・促進局」(Zentralstelle zur Erforschung und Förderung der Berufserziehung) が設けられた。⁴³⁾ 次に、ウェアーの批判を受けてドイツの関係者がどのように対応したかをここでの議論にそって見ていこう。

ウェアーの批判は煎じ詰めれば、企業中心の職業訓練か学校中心のそれかということに尽きる。中央職業教育研究・促進局はまさにこの問題に取り組んだ。これは、経済界、国、労働組合、教師によって構成され、将来の職業訓練、学校制度の形成に向けて共同作業を行った。ペツォルトによると、ここでの議論の背後には「経済(企業、インヌンク、会議所)のみが、訓練と教育の目標と内容を決めるのかどうか、その実施を完全に、あるいはかなりの程度その手中に収めるのかどうか、場合によってはある程度労働組合の協働があるのか、さらに、後継者の職業訓練と教育は公的な課題と見なされ、法によって規制され公的な統制の下におかれるのかどうかという決定的な問題があった」⁴⁴⁾ という。この課題は、ワイマール時代にすでに職業訓練法案を巡って提出されていたものであるが、戦後改めて議論の俎上に上ったものである。

この議論は53年の第2回作業会議のテーマ「企業と結び付いた職業訓練はドイツに適した形式か?」の下で行われた。まず、連邦ドイツ工業連盟(Bundesverband der Deutschen Industrie)のシュトゥッターズ(Studders, H.)が意見を述べた。彼は、もちろん上の設問にはJaと答える。彼は述べる。「企業の外での職業訓練と教育は、つねに『ガラスのふた』(Glasglocke)のような脆い性格を持つ。われわれは、訓練と教育の必要性をすべて考慮すれば、冷静で厳しい経営の空気における労働が、人生の最良の訓練であるという見解である。」⁴⁵⁾ さらに「時間厳守、正確さ、業績そし

